

平成29年度第2回宮城県がん登録情報利用等審議会会議録

- 1 日時：平成30年3月23日（金）午後5時から午後6時まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）
嘉数研二，片倉隆一，金村政輝，栗山進一，櫻井芳明，渋谷大助，下瀬川徹，辻一郎，
中原茂樹，南優子
- 4 会議録

（司会）

本日は，お忙しい中御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

ただ今から，平成29年度第2回宮城県がん登録情報利用等審議会を開催いたします。

この会議は，情報公開条例第19条の規定に基づき公開とさせていただいております。また，本審議会の議事録につきましては，後日公開させていただきますので，御了承をお願い申し上げます。

それでは，会議の開催に当たりまして，宮城県保健福祉部長の渡辺より御挨拶を申し上げます。

（渡辺部長）

宮城県保健福祉部長の渡辺でございます。本日は，お忙しい中，御出席賜りありがとうございます。

平成29年度第2回宮城県がん登録情報利用等審議会を開催するに当たりまして，一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には，日頃から保健医療行政の推進に御協力をいただいておりますことに，感謝申し上げます。

さて，平成28年1月に開始されました全国がん登録により，今年度から，県内全病院及び指定診療所からがん登録情報の届出が開始され，平成28年診断症例について，全ての対象施設からの届出が完了いたしました。また，来年度からは，全国がん登録に係る情報の提供も開始される予定であることから，本日は，今後の予定などについても説明いたしますので，よろしく願いいたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

（司会）

本日の会議は，お手元に配布いたしました次第に従いまして進行させていただきます。ここで，本日の資料を確認させていただきます。（資料確認）

なお，石岡委員，大内委員，笹野委員，八重樫委員，でございますが，本日所用のため御欠席でございます。

では，ここからの進行につきましては，がん登録情報利用等審議会条例第4条の規定により，嘉数会長にお願いしたいと思います。嘉数会長，よろしくお願い申し上げます。

(嘉数会長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず始めに、報告事項（１）全国がん登録に係る実施状況について、事務局より説明願います。

(片倉総括)

健康推進課の片倉です。事務局から説明させていただきます。

全国がん登録に係る実施状況について、説明いたします。資料１をご覧ください。

今年度から全国がん登録の届出が開始され、平成２８年１月から１２月末までの症例について、県内１４２施設の病院及び知事が指定した診療所１施設の計１４３施設から届出をいただきました。うち、国が整備したがん登録オンラインシステムを利用した施設は５５施設となっております。

昨年末時点で、全ての施設からの届出が完了しており、がん登録室において整理・突合し、今月末までに国へ届け出ることとなっております。件数についてはご覧のとおりとなっております。また、知事が指定する診療所について、今年度新たに指定した診療所はございません。

なお、既に指定をしている１診療所ですが、登録対象となる患者がいないことから、平成２９年１２月２６日付けで指定辞退の申出があり、現在、指定診療所はございません。資料１の説明は以上となります。

(嘉数会長)

ただ今の事務局からの説明に関して、委員の皆様から何か御質問等はございますか。

無いようでございますので、続きまして（２）平成３０年度以降の情報の提供・利用等に係る審議について、事務局より説明をお願いします。

(片倉総括)

平成３０年度以降の情報の提供・利用等に係る審議について説明いたします。資料２をご覧ください。

平成２８年１月に全国がん登録が開始され、当県においては、法施行前に行っておりました「地域がん登録」に関する情報と、法施行後の「全国がん登録」に関する情報と一体的に管理することとしました。また、法で、情報の利用や提供について、合議制の機関の意見を聴くこととされたため、平成２８年４月に当審議会を設置し執り行うことといたしました。

この度、情報の一体的管理の体制が整いましたことから、平成３０年度より、法施行前の情報の利用・提供に関する審議についても、当審議会において執り行うこととするものでございます。

審議に当たりまして、国のマニュアルなどを踏まえまして、イに記載のとおり、がん

登録管理事業に関する各種規程の整理を行いました。

これまで、法施行前の情報の利用・提供に関する審議を行っていた「宮城県新生物レジストリー委員会」の各種規程を廃止しております。

資料の2ページのロに、平成30年度以降における各種規程の関係図を掲載しておりますのでご覧ください。事業の体系を規定する「宮城県がん登録管理事業実施要綱」を核とし、その下に、業務実施のための要領を定めおります。図の左側については、がん罹患等の秘密保持を目的にがん情報の管理に関する基本事項を定めた「宮城県がん登録管理事業個人情報等管理要領」でございます。右側につきましては、がん情報の提供の事務処理に関する規程でございますが、(2)に記載のとおり、今月13日に国から、これに関するマニュアルが示されたことから、年度内に策定予定でございます。

なお、申請から提供までのイメージ図を下側に記載しております。がん登録室が窓口になり、申請者から申請を受け付け、当審議会に設けております宮城県がん登録情報利用等審査部会に諮問を行います。審査部会にて情報提供の可否を検討していただき、情報の提供が可能場合は、申請者に情報を提供するという流れになっております。当審議会及び審査部会の審議事項については、それぞれ図に記載しているとおりでございます。

資料3ページをご覧ください。次年度における審査部会の開催スケジュールです。

審査部会は、四半期に1回開催することとし、来年度初回は5月下旬を予定しております。また、申請書提出期限については、審査部会開催の2週間前を目途に設定させていただき審査を行いたいと考えております。審査部会は、年度に4回開催する予定でございますが、申請がない場合は、開催しないことといたします。

なお、審査部会の委員の皆様には改めて、日程の調整をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

(嘉数会長)

ただ今の説明につきまして、何か御意見・御質問等はありませんでしょうか。

(金村委員)

宮城県立がんセンターの金村でございます。資料2の【申請から提供までのイメージ図】における県のところで、審査部会の審査事項について何点か確認させていただきたいと思っております。一点目は、今後、過去の地域がん登録に関する情報も含めて審査部会の方で審査されるという理解でよろしいでしょうか。

もう一点は、審査事項の中に、県自らが利用する場合の項目があり、そちらについても審査事項となりますが、宮城県対がん協会が県より受託している宮城県がん登録管理事業における年次報告の集計も、この審査部会に諮る必要があるのか確認させていただきたいと思っております。また、毎年審査する必要があるのか、それとも、1回審査すれば、同じ内容の集計については、毎年度審査することなく実施可能であるのか、以上の2点について確認させていただきたいと思っております。

(岡本課長)

まず、一点目の御質問ですが、法施行前の情報につきましても、審査部会において審査していくこととなります。

二点目の県が自ら利用する場合につきましては、同じように審査部会に諮る必要がございますが、具体的な方法につきましては、国において検討中であり、決定次第、お示しできるかと思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

(金村委員)

ありがとうございました。

(嘉数会長)

その他に何か御質問や御意見等はございますか。

(辻委員)

東北大学大学院公衆衛生学の辻です。がん登録等の推進に関する法律では、登録情報を提供した病院については、自院の登録情報に関して、本人の同意なく予後情報をいただけたとなっておりますが、その手続きについては今後どのようなようになるのでしょうか。窓口は別になるのでしょうか。

(岡本課長)

同じ窓口となります。

(櫻井委員)

宮城県では、どのくらいの施設がオンラインを利用しているのでしょうか。

(岡本課長)

資料1に記載しておりますが、142施設のうち約3分の1の55施設がオンラインを利用しております。

(櫻井委員)

残りの施設については今まで通り、出張採録による収集でしょうか。

(金村委員)

オンラインシステムについては、平成29年4月頃から利用手続きのアナウンスが開始され、御協力いただいた施設が55ということで、残りの施設については、まだオンラインシステムを利用いただけておりませんので、そういった施設については、USBで

情報をいただくこととしており、出張採録は現在行っておりません。

(嘉数会長)

櫻井先生、よろしいですね。その他に御質問等ございませんか。

それでは、ただ今の御意見を踏まえて、今後事務局で進めていくようお願いします。

次に、(3) 全国がん登録における情報提供に係る手数料について、事務局より説明をお願いします。

(片倉総括)

全国がん登録における情報提供に係る手数料について説明いたします。

資料3をご覧ください。平成28年1月に全国がん登録が開始されましたが、法において、手数料に関する規程が盛り込まれました。第1回の当審議会における各委員からの意見も踏まえ、法により手数料の納付が規定されたこと、また、特定の者のために提供を行うものであることから、当県においても、手数料を徴収することといたしました。

手数料の徴収に関する内容は2に記載しております。公布日は平成30年4月1日とし、施行日については、公布日より1年を超えない範囲としております。こちらについては、平成30年末に国が予定している平成28年症例データの公表に先立ち、平成30年10月頃から全国がん登録情報の申請受付を開始する予定となっておりますので、国の申請開始予定時期に合わせまして、現時点では、今年の10月を予定しているところです。

納入義務者は、がんに係る調査研究を行う者であり、提供する情報は、①から③に掲げる情報となっております。①及び②については、法施行後、全国がん登録の情報、③については、法施行前、地域がん登録の情報となっております。

徴収の時期は記載のとおりでございます。

手数料徴収の考え方としては、国に合わせて、提供に要する時間1時間までごとに5,800円とし、それに光ディスク代金を加えた額になります。

なお、具体的な算定方法につきましては、今後国の算定方法等を踏まえて検討していく予定でございます。

資料3の説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

(嘉数会長)

ただ今の説明につきまして、何か御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(金村委員)

前回の審議会においても、手数料の徴収について議論になったかと思えます。今までは、宮城県新生物レジストリー委員会において手数料を徴収しておりませんでしたので、手数料を徴収するということになりますと、研究利用にどのような影響を及ぼすのかと

ということが懸念されます。現在示されておりますのが、国がんの基準に倣った形で決められていると思いますが、実際に研究者が利用する際に、どのくらいの金額になるのかという目安がないとなかなか厳しいのではないかと感じます。

私は宮城県対がん協会がん登録室の室長も兼務しておりますので、実際にどの程度時間を要するのか見積もるべき立場と感じておりますが、正確に時間を出すのが難しい状況でございます。研究が必要とするデータの種類によって、作業時間にバラツキがあるという現状でございます。

単価としては5,800円ですが、私どもの作業において、時間が非常にかかってしまうとすると、利用する方にとっては大変な状況になることもあると思います。

がん登録等の推進に関する法律は、利用を促進する法律でもあると思いますので、がん登録室では、安定的に情報を提供できる体制を整えたいと思いますが、この場にいる皆様から何か御意見をいただければと思ひまして、発言させていただきました。

(嘉数会長)

これまで、無償でがん登録情報を提供していたわけで、内容によっては大変な負担になるかと思ひます。何か委員の皆様から、御意見、御質問、御懸念、あるいはこのようにすれば良いのではないかという意見等があればお願いいたします。

(金村委員)

国立がん研究センターの手数料算定の基準について、仮に、実際にデータの提供に関わる方が非常に慣れていらっしゃる方を想定している場合としますと、提供にかかる時間はかなり少ないのではないかという印象を受けます。

私共がん登録室は、登録に慣れているスタッフは当然おりますが、提供となりますと、提供するデータの種類にもよりますし、実際はその都度苦勞しながら提供している現状です。そうすると、ルールを決めて提供させていただくとなった場合に、現状のまま皆様へ不便を感じさせないようにするとなると、もう少し努力しなければならない部分があるかと思ひております。その点について、何か良い案がございましたら御発言いただけますと有り難いと感じるところでございます。

例えば、国立がん研究センターでどのような情報の提供の仕方を行っているのか視察したことがございませんので、視察し、当県でもより適切な運用をしていけたらどうかと考えますが、皆様からの御意見をいただければと思ひます。

(嘉数会長)

金村委員の御発言に対して、他の委員の方から何かお考え等はございますか。

国と同じような基準で、有料で提供しているところは他県でもありますよね。そのようなところが、いつ頃どのような条件で開始し、経過としてどのようなものか、そういった情報をお話しただけですと皆さん納得されるのではないかと思ひます。

辻委員は何か御存知でないでしょうか。

(辻委員)

これは、前回の審議会においても相当議論になりまして、その後も様々な議論がございました。しかし、法律にも規定されたことですし、今まで無料であったということからすると有料というのは少し大変な部分があると思いますが、全国的にもそのような動向になってきますので、やむを得ないことかと思えます。

提供に要する時間については、先ほど金村委員がおっしゃったように、提供するスタッフのスキルによって、大分異なるかと思えます。例えば、諸外国のように、社会保障番号制等があれば、数字で簡単に拾えますが、実際は、名寄せをしたりとアナログな作業が必要になりますので、それをどの程度の作業時間で処理するのかということが、担当者のスキルやスピードによるかと思えます。

このため、その辺の標準化や大体の目安を国立がん研究センターに示してもらわなければならないかと思えます。私からも国立がん研究センターにお願いしますが、先生方からもお願いしていただければと思えます。

もう一つは、3月末までに国にがん登録情報を提出しなければならない大変な時期かと思えますが、我々もどのくらいの作業時間になるかわかりませんので、がん登録室において大体の作業時間を実験的に出していただけたらと思えます。あるいは、同じデータ抽出作業を国立がん研究センターで実施したらどのくらいになるのか、そういったところの確認をお願いできればと思えます。

(金村委員)

厳密に時間を計ってはいませんが、昨年度、どの程度時間を要するのかある程度当たりをつけたと思い、ざっと記録をとりました。公表しているわけではございませんので、つかみの数字ということで御理解いただきたいのですが、データベースから集計値として簡単に取り出せるものであれば、操作だけですと数時間で作業ができます。問題は、例えば検診の受診者のリストであるとか、そういった個人情報と照合の上、がんの情報を付加してお返しするという作業が非常に大変な作業になります。全国がん登録の情報を現在収集中でございますが、宮城県の場合は、それ以前のデータがあります。そのデータをいくつかのデータベースに分けて保管しておりますので、それぞれのデータベースに保管されている情報の確認をさせていただくという作業があり、加工までかなり時間がかかるという実情です。そして、この作業を行っているスタッフは、ほぼ一人という状況ですので、一人で提供できる情報量はかなり限られてしまいます。また、提供以外の様々な作業の中で行っておりますので、作業時間はおおよそですが、内容によって数十時間かかるものから、100時間を超えるような内容もあります。

100時間を超えるようなものにどういったのが含まれるかといいますと、名寄せがデータベース上でできず、紙データである帳票類まで遡って照合するものが含まれます。

単純に100時間要するとすると、単価5,800円の場合、580,000円ということになります。内容によっては200時間かかる場合もあります。そうすると、今の提供体制では、情報の利活用を促進するには難しい状況にありますので、そこを標準化や効率化する必要があるということで課題として認識をしており、改善していきたいと考えております。

そこで、他県等で、効率の良い方法を実施しているということであれば、是非参考にさせていただきたいと考えております。私どもができる部分と、場合によっては御支援いただく部分があるのかということも、未確定な部分がございますので、そこはこれから頑張っていきますというところでございます。

(嘉数会長)

かなり時間がかかって大変な作業もあるということですよ。そして、そうするとかなりの費用がかかるということですよ。

先ほど辻先生がおっしゃったように、法定化されたということで、ある意味、有料化しないと、事業を継続すること自体が大変なことになりますよね。

何か他の委員の皆様から、御意見等ございませんか。

(渋谷委員)

宮城県対がん協会の渋谷と申します。今の御発言を聞きますと、実際は一人で作業していて大変時間がかかるということですが、その場合、例えば、スタッフを多く抱えているところや、非常に慣れておりスキルが高いところは低額な手数料で済みますが、そうでないところは高額な手数料になってしまうということで、おそらく都道府県によってバラツキが生じることとなると思われま。合理的なバラツキではなく、不合理なバラツキになってしまうということであれば、例えば、体制が整備されるまで上限を設けるなどしたらいかがでしょうか。一括でとなると難しいかもしれませんが、手数料額が100万円にもなってしまうと、研究利用といっても難しいのではないかと思います。

今まで、無償で提供してきたわけですから、工夫の仕方によっては、もう少し低額での提供が可能な気がします。

(金村委員)

研究利用ということで申し上げますと、実際に研究利用が進んでいる県というのは、皆様御承知のとおり、古くから精度の高いがん登録を実施してきたところに限られます。

宮城県以外ですと、大阪府や愛知県、広島県、長崎県など、そういったところに限られてくるのではないかと考えます。そういった他県の状況をみますと、例えば大阪府ですと、大阪国際がんセンターにおいてがん登録を実施しておりますが、研究所と一緒になっておりますので、そのような基盤の違いにもよるのではないかとということも感じております。

宮城県対がん協会がん登録室では、専ら、登録を中心に行っているところがございますので、登録する部分について強いところはあるのですが、提供の部分になりますとまだまだ勉強させていただくところがあると感じております。時間をかけず、効率良く正確に提供できるように、勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

上限の設定については、私の立場からは申し上げることができませんので、申し訳ございません。

(片倉委員)

宮城県立がんセンターの片倉です。

単純に考えてしまうと、スキルで差が生じてしまうのは問題かと思えます。国立がん研究センターが基準であれば、国立がん研究センターでこなせる1時間当たりのデータ量があるかと思えます。法律として、単価については、表向きにこのように規定しなければならぬと思えますが、実際に宮城県として請求する場合は、どちらかという、1時間当たりにこなせるデータ量を基準として、調査研究者がどの程度の内容のものを要求されるかみて判断してはいかがかと思えます。1時間当たりに作業できるデータ量はある程度わかるかと思えますので、それを基準にして、その何倍の作業量が発生するであろう申請を受けたかということを考えてみてはいかがかと思えます。

(南委員)

これまでも、地域がん登録に関するデータ利用の申請がありましたが、この内容だとこのくらいであるとか、ある程度申請内容を類型化できると思えます。最初は、試行錯誤の時期が続くと思えますが、将来的には定額を示すことができれば良いのではないかと思います。また、作業時間は依頼されるデータの質にもよるかと思えます。申請する側の意識というのにもよるかと思えますが、あまり高額な手数料をとるということではなく、最初は上限を設けて、将来的には定額となるような方向にもっていったら良いのではないかと思います。

(金村委員)

類型で申し上げますと、集計値、初めて突合する名簿類、あとは長期で経過をみているものと、大きく三つになるのではないかと思います。それぞれ件数にもよるかと思えますので、そういったところである程度類型化できて、今までのパターンですと時間はこれくらいではないかなどと相談させていただきながら、利用についての御相談をお受けしていくことになるかと思えます。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、他県と大きく違って時間がかかるということになりますと、それは研究利用をする皆様の不利益になりますので、他県の標準的な作業時間というのもつかみながら、お示しをしながら、それで現実的な額というところに

落ち着けるようになればいいのかなというように感じております。

(辻委員)

匿名化されていないデータを名寄せする内容は、金村委員がおっしゃったように二つかと思います。一つは、我々が実施している従来からのコホート研究で、フォローアップしていくものです。もう一つは、がん検診の精度評価ということで、検診受診者のリストと、がん登録データを照合するというものになり、こちらについては時間がかかるかもしれません。

しかし、後者については、がん登録等の推進に関する法律の中では、受診者の同意が必要となり、研究者が実施するには難しくなります。実施するとしたら、むしろ、実施していただきたいのは県なり市町村ですが、県や市町村ががん対策のために実施するとしますと、本人同意は不要となります。

これまでは渋谷委員を始め、宮城県対がん協会の先生方と我々東北大が検診については調査してきたわけですが、例えば生活習慣病検診管理指導協議会で検診の精度を評価するなど、県で実施していただければと思います。その上で質問ですが、県が情報を照合したいという場合、手数料は発生するのでしょうか。

(岡本課長)

県や市町村が利用したいという場合には、手数料は発生しません。

(辻委員)

そうでしたら、是非実施していただきたいと思います。

(岡本課長)

今、皆様から様々な御意見をいただいておりますが、手数料徴収の具体的な算定方法につきましては、国立がん研究センターに問い合わせをしており、国立がん研究センターにおいても現在検討中とのことでございます。

国における手数料徴収のスタートが今年の10月頃を予定しておりますので、国立がん研究センターの情報も把握しながら、どのような形で実施していけばいいのかというところにつきましては、御相談させていただきながらつめていきたいと思っております。

先ほど、南委員がおっしゃいました、研究者の方が求めてくる情報についても、審査部会の方でかなり審査していただくこととなりますので、審査結果によっては提供できない情報というのも今後出てくるのではないかと思います。今までは大学の先生方からの申請が殆どでしたが、今後は、民間の研究者からの提供の申出にも応じなければなりませんので、審査部会の方でしっかりと審査していただくということが必要になるかと思っております。

(嘉数会長)

貴重な御意見が多々出てきて参りましたが、これは是非述べておきたいという御意見がございましたらお願いいたします。

(栗山委員)

東北大学災害科学国際研究所の栗山です。少し確認させていただきたいのですが、資料3の手数料について法律の抜粋等がございます。法第41条において、全国がん登録情報と都道府県がん情報ということで二種類ありますが、この関係というのはどういったものか確認させていただきたいと思います。何故、このことを確認したいのかといいますと、今、県に手数料を納める場合の議論をしているわけですが、平成28年以降の症例については、全て国立がん研究センターから提供いただくことができるのか、それとも二種類のデータについて、提供を受ける優先順位というものがあるのか、その点を教えていただければと思います。

(岡本課長)

宮城県単独の情報が必要であるという場合には、宮城県に申請をしていただくこととなります。複数県の情報を求める場合については、国立がん研究センターに申請していただき、国立がん研究センターに手数料を納付の上、情報の提供を受けるということになっております。

(栗山委員)

全国がん登録情報というのが複数県に渡る情報であり、都道府県がん情報というのが一つの都道府県に限られるものであれば、利用者側としては、手数料の低額な方を選ぶかと思えます。それぞれの都道府県に申請した方が安いのか、まとめて国立がん研究センターに申請した方が安いのか、それをみて申請すれば良いだけの話かと思えます。

例えば、宮城県の情報だけが必要であったとしても、法の抜け道で、他の都道府県の情報も1件あると言ってしまうと、国立がん研究センターに申請できることになってしまいます。

ここでいう全国がん登録情報と都道府県がん情報の関係性がどのようになっているのか、その部分を議論しなければならないかと思えます。

平成28年以前のデータは各都道府県が持っているデータでしょうからそうではありませんが、少なくとも平成28年以降のデータについてはそのような議論がなければ、ただ単純に、低額な方に申請すれば良いということになってしまいます。その部分についてはどのようにお考えなのでしょうか。

(岡本課長)

国立がん研究センターにおいて、複数県のデータを提供する際に、どの程度の費用が

発生するか、はっきりしない部分がございます。想像では、複数県に渡る申請の方が高額になるかと思いますが、ただ、スキルが一定でないと手数料にも凸凹が出てくるのは当然であろうかと思えます。

(栗山委員)

名寄せの技術等は、現在、人工知能でどんどん発展しており、手書きの文字まで読み取ることができ、一致するかしないかを判定しますので、各都道府県が作業するよりも、国立がん研究センターが人工知能を導入して実施するとなれば、国立がん研究センターに依頼した方が低額になりそうな気がします。

(岡本課長)

その辺りの具体的なところにつきましては、まだ国立がん研究センターに確認がとれておりませんので、今後、そのようなことも含めて、国立がん研究センターがどのような形で、手数料を徴収することを考えているのか、きちんと情報収集して参りたいと思います。

(金村委員)

実務の立場から申し上げますと、国立がん研究センターに寄せられているデータはあくまで、都道府県がんデータベースにおいて全国がん登録と地域がん登録のデータを一体的に管理するとした都道府県だけが移行したこれまでの情報ですので、全部のデータが揃っているとは限らないかと思えます。このため、昔から実施している都道府県ですと、登録項目が異なっていたり、データ形式が異なり、移行することができないデータもございますので、国立がん研究センターが全ての要求に応えられるという状況にはなく、都道府県の方が豊富な情報をもっているということが考えられます。

また、私も、宮城県新生物レジストリー委員会の事務局を担っておりますので、その観点から申し上げますと、研究目的に合致した中で提供するという考え方になりますので、低額が高額かという論点ではなく、その研究がそもそも複数県のデータを必要とするのかどうかという観点から、審査の対象となるのかどうかというところかと思えます。

(栗山委員)

コホート研究における転居者について、研究上追いかけて調査すべきと思うのですが、これまでは県にしか申請できませんでしたので諦めている現状がありました。少なからず、転居される方は高齢者の方でも1%か2%かいらっしゃいますので、複数県に渡るのはあるかと思えます。

個々の都道府県に申請するのが低額ということであれば、例えば、宮城県分の情報は宮城県に、山形県分の情報は山形県に申請するだろうということが予想されます。

研究者目線から申し上げますと、どのように申請したら一番早く低額なのか、また、

一番情報量があるのか、そういったところをお示しいただいた方が良いかと思えます。

先ほど申し上げましたが、法律上、全国がん登録情報と都道府県がん情報の関係性がわかりにくくなっておりますし、他にも様々な疑問が生じてきますので、少なくとも国の動向を無視して都道府県単独でできないだろうなというのが、私の発言の趣旨です。

(嘉数会長)

大変貴重な御意見をいただきました。様々な考え方がありますし、立場や研究の内容、方法によって大分変わってくるという御意見もあるわけですが、このことに関しましては、本日出た意見をまとめて、今後進めていただくと良いのではないかと思います。辻委員や金村委員に相談しながら、進めていただければよいかと思えます。時間はまだございますので、事務局の方でどうぞよろしくをお願いします。

それでは、最後に、4その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。事務局からは何かありますでしょうか。

(岡本課長)

ありません。

(嘉数会長)

本日は、誠に有意義な意見交換が行われたかと思えます。円滑な会議の進行に御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

それでは進行を司会にお返しします。

(司会)

嘉数会長、議事を進行いただきありがとうございました。また、委員の皆様、本日は長時間に渡りまして、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日の会議は以上をもちまして終了とさせていただきます。

大変ありがとうございました。